平成２１年（フ）第３４１４号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2528番地９ジュネスパラシオン豊原Ⅱ701号
債務者　末吉　一隆
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３４２５号
福岡県古賀市花見東５丁目９番１―401号
債務者　松下　弘
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３４２６号
福岡県古賀市花見東５丁目９番１―401号
債務者　松下　美幸
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３４３６号
福岡県大野城市御笠川１丁目４番３―502号パークサイドソレイユ
債務者　上西十三雄
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１号
福岡市早良区高取２丁目10番11号
債務者　廣川　千鶴
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６号
福岡市中央区渡辺通３丁目10番28―412号
債務者　藤原　久子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７号
福岡市城南区友泉亭21番21号
債務者　西　光枝
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０号
福岡県福津市中央２丁目20番10―204号
債務者　迫　陽子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４号
福岡市中央区警固２丁目16番８号
債務者　長谷川裕司
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４７号
福岡県春日市大字下白水53番地６
債務者　梅野惠美子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５５号
福岡市東区奈多３丁目13番13号
債務者　福田　洋美
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８０号
福岡市中央区薬院３丁目13番17号
債務者　花里　美鈴
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８９号
福岡市博多区美野島３丁目22番１―805号
債務者　林　貴久
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９２号
福岡市東区和白丘１丁目６番１―202号
債務者　長嶺　美鈴（旧姓望月）
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２２号
福岡市中央区鳥飼３丁目４番12―207号
債務者　青木　和美
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２６号
福岡市城南区七隈８丁目７番54号
債務者　荻野　彩子（旧姓村山）
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９号
福岡県田川市大字糒2182番地
債務者　山下　好喜
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第７５８号
大分県由布市庄内町野畑933番地５
債務者　大嶋　英治
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係